

秘密保持契約書式

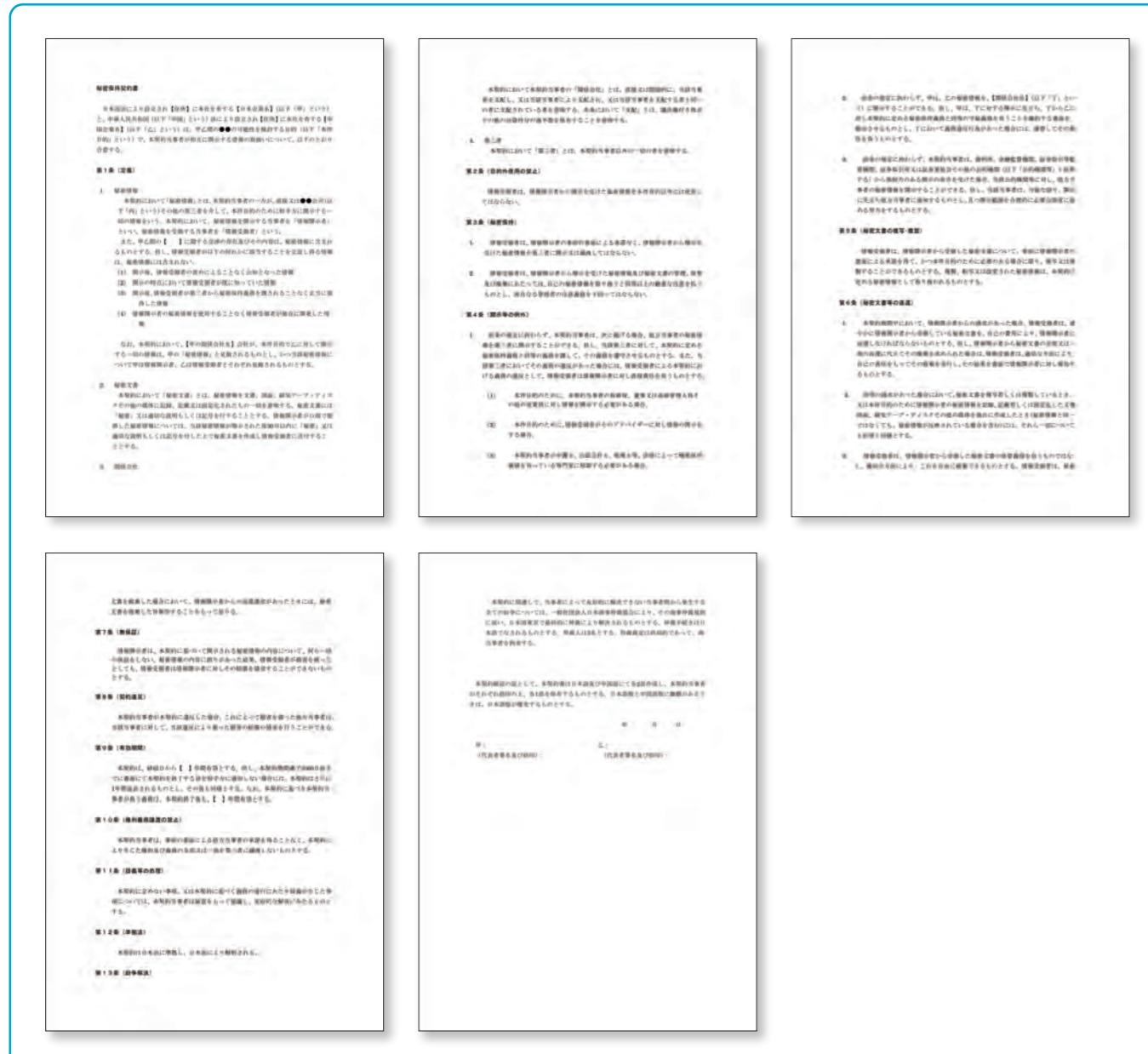
(1)秘密保持契約の書式を使用する場合の留意点

秘密保持契約に限らないが、契約書の書式を使用する場合、以下のいくつかの点に留意する必要がある。

- ① 当該書式を使用することが、自社にとって有利なのか不利なのかを十分検討すべきである。各書式は、標準的な内容のもの、一方当事者に有利なもの等、様々なものがある。もし不利な点があれば、必要な修正・削除等をして使用することが必要である。
 - ② 書式は、あくまで通常のケースを想定して作成されたものにすぎない。例えば、中国企業との国際取引であれば、紛争解決を仲裁により行うこととする等、個別具体的な事情に応じて、書式に必要な修正を施した上で使用する必要がある。
 - ③ 契約書は、本来、ケース・バイ・ケースで内容が異なるべきものである。従って、書式はあくまで参考にしかすぎないことを認識し、できるだけ弁護士・弁理士等の専門家に相談することが必要である。

(2)秘密保持契約の書式の例

各企業が個別の案件の具体的な事情に応じて、より有利かつ望ましい内容の秘密保持契約を作成・締結する場合



中国における営業秘密管理



A gold-colored rectangular padlock with a silver metal shackle lies diagonally across the frame. The padlock is closed, symbolizing security or protection. The background is plain white.

中国における営業秘密管理リフレッシュト

営業秘密とは

(1) 営業秘密の概念

営業秘密には、一般的に以下のような情報が含まれます。

営業秘密	技術情報	製造技術、設計方法、生産計画、製品調合、研究手段、工程フロー、技術規範、操作技術、測定方法の知識及び経験、技術水準、技術潜在力、新技術及び代替技術の予測、新技術の影響予測など
	経営情報	製品販売計画、製品販売状況、製品販売の地域別分布、顧客リスト、経営戦略、広告計画、原材料価格、流通ルート、資産購入計画、投資計画など
管理情報	管理モデル・方法・経験や広報活動の管理等の生産組織及び経営管理に関する秘密	

(2) 営業秘密の要件

中国において営業秘密として認められるには、以下の5つの要件を満たす必要があります（不正競争防止法第10条第1項）。

① CHECK! 「公衆に知られていない」とみなされない具体的な例

- ① 公衆に知られていない（公知でない）
 - ② 権利者に経済的利益をもたらす
 - ③ 実用性を備えている
 - ④ 権利者が秘密保持措置を講じている
 - ⑤ 技術情報及び経営情報である
- 当該情報がその所属する技術又は経済分野の者の一般常識又は業界慣例である場合
 - 当該情報が製品の寸方、構造、材料、部品の簡単な組み合わせ等の内容のみに係わり、市場に出された後、関連公衆が製品を観察することにより即座に直接得られる情報である場合
 - 当該情報が既に公開出版物又はその他メディア上で公開された場合
 - 当該情報が公開の報告会、展覧等の方法により公開された場合
 - 当該情報がその他公開のルートを通して入手できる場合
 - 当該情報が一定の代価を払うことなく容易に入手可能な場合

② CHECK! 「秘密保持措置を講じた」と判断される具体的な例

- 秘密情報の開示範囲を限定し、知る必要がある関連人員のみにその内容を告知している場合
- 秘密情報が記録された担体に対し、施錠等の保護措置を講じている場合
- 秘密情報が記録された担体上に秘密保持の表示を付している場合
- 秘密情報に対しパスワード又は暗号等を使用している場合
- 秘密保持契約を締結している場合
- 秘密にかかる機械、工場、作業場等の場所への進入者に對し制限、又は秘密保持を要求している場合

営業秘密侵害行為とは

不正競争防止法や民法・刑法の理論によると、営業秘密の権利侵害行為の認定要件は、主に以下のとおりです。

- ① 権利者の営業秘密を直接取得する行為者に故意があること
- ② 行為者が客観的に他人の営業秘密の侵害行為をすること
- ③ 営業秘密侵害行為が営業秘密の権利者に対して損害をもたらすこと
- ④ 営業秘密侵害行為と損害の結果との間に因果関係が存在すること

注意！ リバース・エンジニアリング

自主開発研究製作やリバース・エンジニアリング等の方法により営業秘密を得ることは、不正競争防止法第10条1項(1)号及び(2)号の営業秘密侵害行為とは認定されません

営業秘密が侵害された場合の対応策

営業秘密が侵害された場合には、企業は工商行政管理部門に苦情を申し立て、営業秘密侵害行為者に対し行政処罰を課すよう求めること、及び人民法院に訴訟提起することができます。また、労働者による営業秘密侵害の場合、労働争議仲裁機関に労働仲裁を申し立てることができます。

① CHECK! 圧倒的に多い民事訴訟、主な原因は現職又は元従業員による営業秘密侵害

公開判決例100件を集め分析した結果、民事事件は96件、刑事事件は4件、行政訴訟事件は0件と、民事事件が圧倒的に多かった。そのうち80件が現職又は元従業員による競業企業の設立、他企業への漏洩、他企業への転職等に関するものであった。

① CHECK! 民事訴訟における原告の勝訴率・損害賠償額

今回の調査対象となった民事訴訟の判決例96件のうち、結論として権利侵害が認められたものは60件であった。そのうち52件は権利侵害行為の差止められ、56件は損害賠償が認められている。

	案件数
権利侵害行為の差止められたもの	52
損害賠償が認められたもの	56
1万元以下	5
1万元超 10万元以下	25
10万元超 20万元以下	9
20万元超 50万元以下	10
50万元超 100万元以下	4
100万元超	3
合計	56

中国における営業秘密管理に対する基本的な考え方

営業秘密を管理する上で、中国と日本で根本的に大きな違いはありません。経済産業省により公表された「技術流出防止指針」及び「営業秘密管理指針」（詳細は本文参照）は中国での営業秘密管理を検討する上でも大いに参考となります。ここでは、日本企業及びその中国子会社等が中国における営業秘密管理のあり方を検討しようとする際に、とくに留意していただきたい基本的な考え方について紹介します。

(1) 重要な技術情報の特定

- まずは技術情報の範囲を明らかにし、技術情報とそうでないものとを区別する。
- 情報管理のためには、その費用と効果をしっかり把握しておく。
- 秘密ノウハウとするか、それとも特許を申請するかを検討する。

(2) 自社の有する技術をノウハウとして秘密管理する場合の留意点(先使用権の証拠の確保)

- ノウハウとして秘密管理する場合、第三者が同様の技術を開発して、先に特許出願し、特許権侵害を根拠に権利行使されるリスクがある。
- 但し、「特許出願日の前にすでに同一製品を製造し、同一の方法を使用し、又は製造、使用に必要な準備をすでに整えており、かつ從前の範囲内において製造、使用を継続する場合」は特許権侵害とみなされない（特許法第69条2号、先使用権）。
- 「從前の範囲内」の判断は曖昧であり、増生産や事業拡大が出来ない等、一定のリスクはあるが、将来の先使用権の主張に備え、公証員に公証書を作成してもらうなどして、関連証拠を確保しておく。

(3) 自社及びライセンサー等の情報管理体制の整備

- 訴訟等になった場合に「秘密管理性が無い」という理由で法律上の保護が受けられないこともある。
- 社内の「情報管理制度」等により、従業員の具体的な行動基準を示す必要がある。特にデジタル情報は容易に漏洩し得るため注意が必要。

(4) 情報管理のための専門部署の設置

- 親会社たる日本企業内部だけではなく、中国現地法人内部にも情報管理を専門的に扱う部署を設置し、必要な人員を配備する。

この他に調査レポートの本文では、営業秘密侵害行為の具体的要件、労働者との秘密保持契約や競業避止の概要、秘密保持契約の書式や作成上の留意点、日本の不正競争防止法との比較などをご紹介しています。また、資料編では、営業秘密管理の関連条文、中国における営業秘密管理に関する判決例も掲載しています。